

## 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（抄）

### Ⅲ 独立行政法人の組織の見直し

各独立行政法人の組織について講ずべき措置は、別紙のとおりである。

（別紙）各独立行政法人について講ずべき措置

財務省

【酒類総合研究所】

- 本法人を廃止し、必要な定員・予算を確保した上で、その機能を一体として国に移管する。

### Ⅳ 新たな法人制度及び組織への移行に当たっての措置

- 独立行政法人から新たな法人制度及び組織への移行に当たっては、次のような合理化を徹底する。
  - ① 国を含む他の主体に事務・事業を移管した上で廃止する法人については、事務・事業の徹底した合理化を行った上で移管する。
- 制度及び組織の見直しに基づく取組を進めるに当たっては、独立行政法人の職員の雇用の安定に配慮する。
- 独立行政法人については、我が国の厳しい財政状況や、政府を挙げて東日本大震災に対処する必要性に鑑み、新たな組織形態への移行までの間においても、現在の中期計画において定められている効率化等に関する取組の内容以上の取組を実施するなど、引き続き一層の合理化に努める。
- この改革の実施に必要な措置については、平成 26 年 4 月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して講じるものとする。

平成 24 年 1 月 19 日  
行政刷新会議 独立行政法人改革に関する分科会

## 独立行政法人の制度・組織の見直しについて（抄）

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

### Ⅲ 独立行政法人の組織の見直し

- ・ ・ ・各法人について講ずべき措置を別紙のとおり提言する。

（別紙）各独立行政法人について講ずべき措置

財務省所管法人

○酒類総合研究所

- ・ 酒類の分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・分析業務は、適正な課税に直結するものであり、国の判断と責任の下で実施すべき事務・事業である。また、本法人の規模は職員数 46 人と小規模であり管理コストに規模の経済が働きにくい。したがって、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、本法人を廃止し、講習等の業務を民間による単独実施へと漸次移行していくことを前提に、必要な定員・予算を確保した上で、その機能を一体として国に移管して実施すべきである（施設等機能化）。